

滋賀県告示第 255 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和8年5月19日から施行する。

令和8年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第1種漁業（ごり沖びき網漁業）	100隻（者）以下	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	7月20日から翌年2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業（あゆ沖びき網漁業）	100隻（者）以下	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	2月1日から2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業（その他の沖びき網漁業）	100隻（者）以下	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	8月1日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和8年5月19日から令和8年6月19日まで